

第3章 府中町自殺対策行動計画の考え方

1. 基本理念

ともに支え助け合い 誰も自殺に追い込まれることのないまち 府中町

府中町は、第4次総合計画において、「みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり」を基本目標の1つとして掲げており、「地域で共に支え合う福祉の充実」を目指しています。自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的問題であるという認識のもと、地域のみんなでともに支え助け合い、対策を講じることで、福祉の充実を図ることが必要です。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力かつ総合的に推進することが重要です。

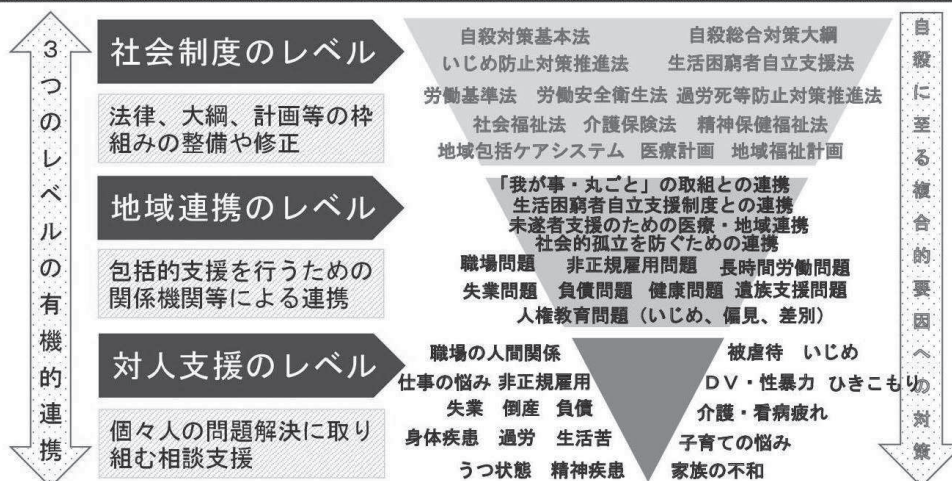
自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

本計画では、この考えのもと、今、特に府中町に必要な施策に取り組みます。

三階層自殺対策連動モデル（TISモデル） （Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures）

TISモデル

社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの
有機的連動による、総合的な自殺対策の推進



三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター）

2. 基本目標

基本目標 1 地域における連携推進及びネットワークの強化

自殺の要因は多様であり、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での様々な領域において、町、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して自殺対策を推進することが必要です。自殺対策にかかる支援機関、相談機関等のネットワークの強化を図ります。

基本目標 2 自殺対策を支える人材の育成の推進

自殺予防のためには、多様な悩みや問題を抱える人に対しての早期の「気づき」と、必要な専門の相談支援機関に「つなぐ」ことが重要です。誰もが早期の「気づき」に対応し、また専門家に「つなぐ」ことができるようにするために、ゲートキーパー等の自殺対策を支える人材の育成を推進します。

基本目標 3 町民への啓発及び周知活動の推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりうる危機」ですが、その背景は理解されにくい現実があります。自殺や精神疾患等に関する正しい知識を学び、悩みや問題を抱えている人の心情や背景への理解を深めることが重要です。また、危機に陥った際には誰かに援助を求めることが適当であるということが町全体の共通認識になるように普及啓発を行うとともに、誰にどうやって助けを求めればよいかという具体的かつ実践的な SOS の出し方を周知していく活動もまた重要です。

基本目標 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。学校や家庭、職場などにおける生活の悩みや問題を抱えている人を孤立させない居場所づくりが重要です。また、自殺ハイリスク群である自殺未遂者や、自死遺族等に対して必要なケアを受けられるような支援を充実させていくことも求められます。

3. 重点目標

国による地域自殺実態プロファイルでは、府中町における重点パッケージとして「高齢者」「生活困窮者」の対策を推奨しています。また、統計データにおいて「健康問題」及び「経済問題」が自殺の原因として高い割合を占めていることや、アンケート調査結果において高齢者は健康問題を抱えている割合が高いことも鑑みて、基本目標で掲げた 4 つの目標に加えて、重点目標として以下の 2 つの目標を掲げるものとします。

重点目標 1 高齢者対策

地域自殺実態プロファイルでは、平成 24 年～平成 28 年の 5 年間でみると「男性 60 歳以上・無職・同居」の区分が最も自殺者数が多くなっています。高齢者は健康に関する問題を抱えやすいだけでなく、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、居場所づくり等の施策の推進が求められます。

重点目標 2 生活困窮者対策

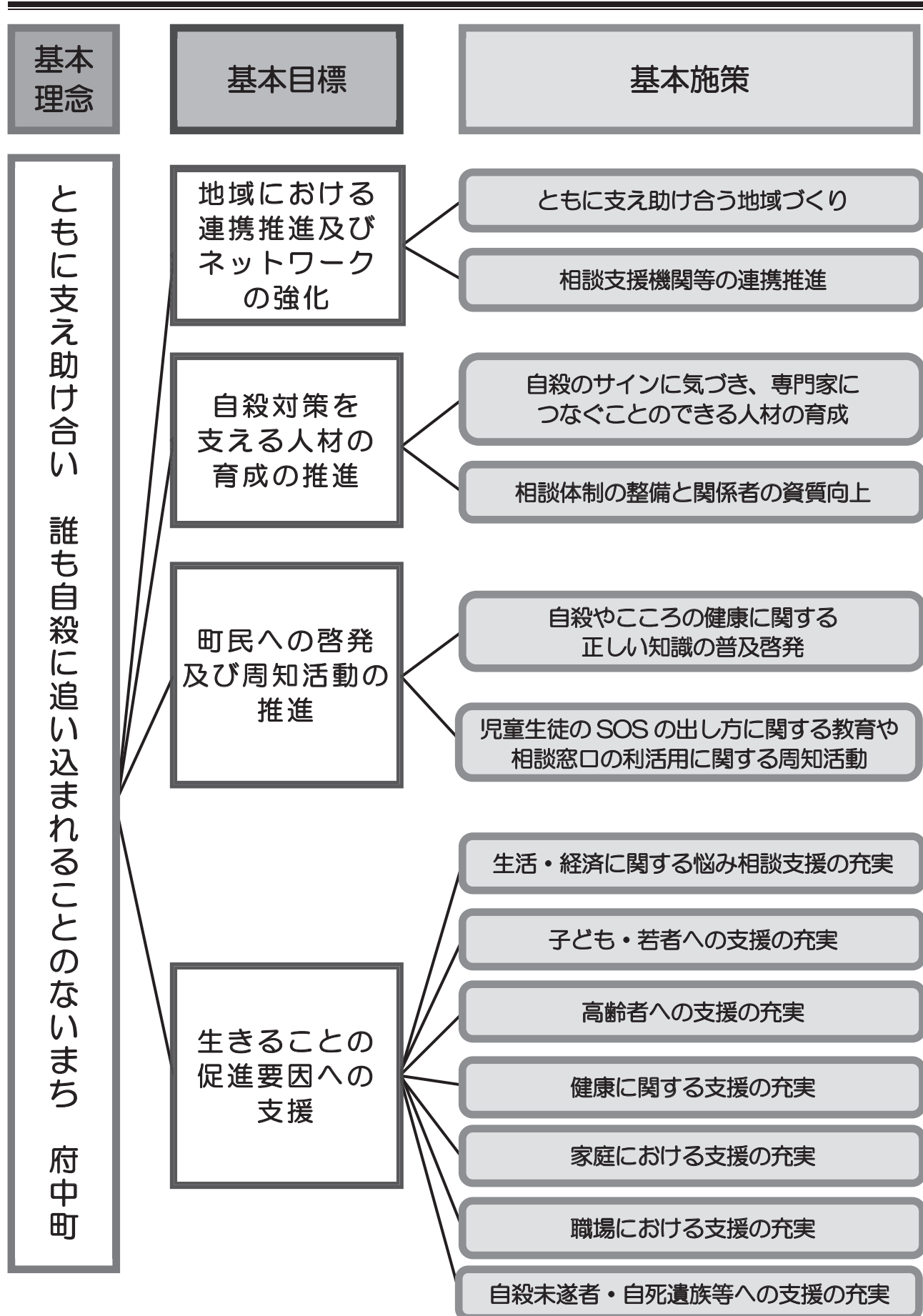
生活困窮者は、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。生活困窮者の中には自殺リスクを抱えている人が少なくないと想定されることから、生きるための包括的な支援として関連施策と連携し推進することが求められます。

地域の主な自殺の特徴

上位 5 区分	自殺者数 5 年計 (H24-H28)	割 合	自殺 死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位： 男性 60 歳以上無職同居	8	17.4	46.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2 位： 女性 60 歳以上無職同居	6	13.0	23.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位： 男性 60 歳以上無職独居	4	8.7	134.0	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位： 女性 40～59 歳無職同居	4	8.7	22.4	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5 位： 男性 40～59 歳有職同居	4	8.7	14.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

4. 施策の体系



5. 基本施策の展開

基本目標 1 地域における連携推進及びネットワークの強化

基本施策 1-(1) ともに支え助け合う地域づくり

【基本的な考え方】

自殺には多様な要因が複雑に関係しており、生活の様々な場面で自殺に追い込まれるという危機に遭遇する可能性があることを認識して、悩みや問題を抱える人に早期に気づき、手を差し伸べることができるよう、ともに支え助け合う地域づくりを推進する必要があります。そのために、多様な分野の人々や組織が密接に連携し、より多くの人による包括的な生きる支援を展開することが重要です。

【具体的な実施内容】

いのち支える自殺対策推進連絡会議の設置	関係課
関係部署の所属長が集まり、自殺の現状と課題、関連事業の進捗状況等を情報交換しながら、町全体で横断的な自殺対策に取り組みます。	健康推進課
いのち支える自殺対策ネットワークの構築	関係課
関係各課が所轄事業について自殺対策を推進する視点で取り組むとともに、関係機関とネットワークを構築し、連携・協力しながら事業の展開を図ります。	健康推進課

基本施策 1-(2) 相談支援機関等の連携推進

【基本的な考え方】

人権、健康、高齢者、子どもなど多様な分野における相談体制の充実を図り、相談内容に応じて各専門機関につなぐことができるよう連携の強化等に取り組みます。

【具体的な実施内容】

人権総合相談事業の実施	関係課
人権擁護委員が人権等に関する相談所窓口を開設し、差別、いじめなどの人権問題、近隣トラブル、家庭内の相談等に応じます。相談をすることで、抱えている問題を解決に導くことができ、自殺対策を啓発する機会にもなります。	町民生活課

健康相談事業の実施	関係課
電話や来所での健康相談を実施します。健康上の相談から精神的な悩みを抱えている人や支援が必要な人へ対応し、傾聴や必要に応じて適切な支援機関につないでいきます。	健康推進課
子育て世代包括支援センター事業の実施	関係課
妊娠・出産・子育てに関する様々な相談対応を保健師等の専門家が行い、精神安定のための子育てや家事等を考え、適切な関係機関につなぎ、うつや育児によるストレス等による母親の自殺リスクを低減させます。	子育て支援課

基本目標 2 自殺対策を支える人材の育成の推進

基本施策 2-(1)	自殺のサインに気づき、専門家につなぐことのできる人材の育成
------------	-------------------------------

【基本的な考え方】

自殺リスクの高い人を早期に発見し、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。町職員だけでなく、町民、教職員、企業・事業所の管理職など、地域の中から人材を掘り起こしていきます。

【具体的な実施内容】

職員を対象とした自殺予防に関する研修の実施	関係課
町の窓口業務や相談業務等の際に、自殺のサインに気づくことができるよう職員を対象としたゲートキーパー研修会を実施します。	健康推進課
家庭教育支援事業における研修の実施	関係課
地域のつながりの希薄化等を背景に、不登校の悩みや不安を抱えて孤立しがちな保護者に寄り添い、不登校に関する情報、学習機会の提供及び保護者同士のつながりを深めていく場の提供等、きめ細かい家庭教育支援を行います。カフェくすのきのコーディネーターにゲートキーパー研修を行うことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につなげていきます。	社会教育課
男女共同参画計画推進事業の実施	関係課
男女共同に関する講演会において、自殺対策に関連したテーマの講演を行います。DV被害等がリスク要因になりうることなどの認識を深めるための機会とします。	町民生活課

【基本的な考え方】

自殺リスクの高い人に対して必要な支援を受けさせることができるよう、専門機関における相談体制の整備や関係者の資質向上を図ります。

【具体的な実施内容】

組織的な教育相談体制の充実	関係課
人間関係や家庭環境等の悩み、学業や部活動等の不振、進路の問題等、様々な不安や悩みを抱えている児童生徒の状況について、組織で共有するとともに、適切な対応及び支援につなげる体制を整えます。 また、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、学校以外で専門の相談員が対面や電話で行うことにより、相談しにくい雰囲気や軽減し、問題の早期発見・対応に取り組めます。	学校教育課
青少年育成府中町民会議の実施	関係課
青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種研修会を開催し、青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援します。また、青少年育成府中町民会議への補助金交付・研修会講師派遣等を行い、町民会議において青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築くきっかけとします。	社会教育課



基本目標 3 町民への啓発及び周知活動の推進

基本施策 3-(1) 自殺やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発

【基本的な考え方】

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景を理解する必要があります。そのために、自殺やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。

【具体的な実施内容】

生命を尊重できる児童生徒の育成	関係課
学習指導要領に則り、生活科や理科、総合的な学習の時間や特別活動における委員会活動、特別な教科「道徳」等、教育活動全体で生命を尊重する心情や態度を養い、豊かな人間性を育むとともに、命の大切さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重できる児童生徒の育成を目指した「命の教育」に取り組みます。	学校教育課
人権啓発事業の実施	関係課
人権意識を高めるため、人権紙芝居・民協人権学習・人権啓発書道コンテスト・ヒューマンフェスタ・人権啓発冊子の発行などを行い、友達を大切にすること、命を大切にすることを周知することで自殺対策を啓発します。	町民生活課
人権擁護委員による啓発事業の実施	関係課
人権擁護委員が人権意識を高めるため、あいさつ運動・人権の花運動などを行い、友達を大切にすること、命を大切にすることを周知することで自殺対策を啓発します。	町民生活課
広報公聴事業の実施	関係課
広報活動の企画、広報誌の編集・発行、HPの運営・管理、プレスリリースなどを通じて自殺に関する正しい知識の普及啓発を行います。町民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、関係機関や町内関係部局と連携して取り組むことで、各種事業・支援策等に関する情報を提供する機会になります。	総務課

基本施策 3-(2)	児童生徒の SOS の出し方に関する教育や相談窓口の利活用に関する周知活動
------------	---------------------------------------

【基本的な考え方】

自殺が「誰にでも起こり得る危機」であるということは、自分自身も例外ではありません。平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正では、学校における SOS の出し方教育の推進が盛り込まれました。命に関わる危機が訪れたとき、児童生徒が周囲の誰かに助けを求めることができるよう、実践的な教育を行うとともに、身近な相談窓口を利活用できるように周知活動を行います。

【具体的な実施内容】

SOS の出し方教育の実施	関係課
命の大切さを実感できる教育だけでなく、様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を行います。 また、長期休業を迎える前に SOS の出し方に関する教育を実施するなど、具体的な教育を行います。	学校教育課
青少年育成府中町民会議の実施	関係課
青少年層は学校や社会のつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立する危険性が高いため、青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、SOS が出せる環境整備に努めます。	社会教育課
広報公聴事業の実施（再掲）	関係課
広報活動の企画、広報誌の編集・発行、HP の運営・管理、プレスリリースなどを通じて自殺に関する正しい知識の普及啓発を行います。町民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、関係機関や町内関係部局と連携して取り組むことで、各種事業・支援策等に関する情報を提供する機会になります。	総務課

基本目標 4 生きることの促進要因への支援

基本施策 4-(1) 生活・経済に関する悩み相談支援の充実

【基本的な考え方】

日常生活における人間関係の問題のほか、負債や生活苦などの経済的な問題に関する悩みを抱える人を支援し、自殺リスクの低減を図ります。

【具体的な実施内容】

人権総合相談事業の実施（再掲）	関係課
人権擁護委員が人権等に関する相談所窓口を開設し、差別、いじめなどの人権問題、近隣トラブル、家庭内の相談等に応じます。相談をすることで、抱えている問題を解決に導くことができ、自殺対策を啓発する機会にもなります。	町民生活課
町営住宅事務事業の実施	関係課
町営住宅の入居者や入居申込者からの相談対応の際、生活面で困難や問題を抱えている状況を把握し、必要な支援につなげていき、自殺の未然防止に取り組みます。	建築課

基本施策 4-(2) 子ども・若者への支援の充実

【基本的な考え方】

子どもの状況把握や青少年の人格形成、世代間を越えた交流の場の提供などを行うことで、自殺リスクの低減を図ります。

【具体的な実施内容】

児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実	関係課
業務改善を推進し、子どもと向き合う時間を確保することで、教職員が児童生徒一人一人に寄り添った支援を充実させ、児童生徒、保護者や地域、教職員間の信頼関係を構築します。 また、スクールカウンセラー等を配置し、児童生徒・保護者がいつでも相談できる体制を整備するとともに、授業観察等による集団の見取と指導助言を行います。	学校教育課

青少年育成府中町民会議の実施	関係課
青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種研修会の開催や青少年育成府中町民会議への補助金交付・研修会講師派遣等の実施、次代の地域を担う子どもを町民全体で育成するため、町民会議を設置し、青少年の健全育成活動を推進します。	社会教育課
放課後児童クラブの運営	関係課
就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に預かる放課後児童クラブを運営し、保護者や子どもの状況把握を行い、問題を抱えている場合には必要な機関へつなぐ等の対応を行います。	社会教育課
放課後子ども教室の実施	関係課
放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を有効に活用し、様々な活動を実施し、子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することで地域の町民同士が助け合える関係の構築を図ります。	社会教育課

基本施策 4-(3)	高齢者への支援の充実
------------	------------

【基本的な考え方】

高齢者の将来や生活環境に関する悩みを把握し、個々の状況に応じて悩みの解消に向けた支援を行い、自殺リスクの低減を図ります。

【具体的な実施内容】

高齢者等生活環境支援事業の実施	関係課
ごみ出しが困難な高齢者への支援として対象世帯宅に戸別に訪問し、大型ごみを収集のうえ、収集したごみを府中町環境センターに運搬することで生活環境を安心・平穏なものとし、高齢者の負担を軽減します。	高齢介護課
成年後見制度利用支援事業の実施	関係課
高齢者の将来への不安感を解消するため、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人たちの判断能力を補い、権利を保護します。	高齢介護課
敬老事業の実施	関係課
高齢者に対し長寿を祝福し敬老の意を表すため、節目となる年に敬老記念品・長寿祝金を贈るとともに、敬老大会を実施し、長寿の喜びを感じてもらい、生きることの促進要因を支援します。	高齢介護課

養護老人ホームへの入所	関係課
65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者が入所できる施設において、入所手続き等を通じて家庭での様々な問題について察知し、必要な支援の情報を提供します。	高齢介護課

基本施策 4-(4)	健康に関する支援の充実
------------	-------------

【基本的な考え方】

身体疾患・精神疾患に関する悩みの相談支援や健康づくり活動の実施などにより、自殺リスクの低減を図ります。

【具体的な実施内容】

健康相談事業の実施	関係課
健康上の相談から精神的な悩みを抱えている人や支援が必要な人へ対応し、傾聴や必要に応じて適切な支援機関につないでいきます。	健康推進課
健康教育事業の実施	関係課
健康に関する知識を普及し、健康に関する認識を高めてもらうことにより、疾病の予防、健康の保持増進を図ります。	健康推進課

基本施策 4-(5)	家庭における支援の充実
------------	-------------

【基本的な考え方】

家庭関係の不和や家族の介護、子育ての悩みなど、家庭における問題への相談支援の実施により、自殺リスクの低減を図ります。

【具体的な実施内容】

認知症サポーター養成講座の実施	関係課
認知症についての正しい知識やつきあい方を理解し、家族の介護の負担から起こる自殺願望の高まりを抑止します。	高齢介護課

家族介護教室の実施	関係課
少しでも負担のない介護ができるよう、介護ヘルパーの技術を伝え、介護者相互のコミュニケーションの場を提供し、家族の負担を軽減させることで、介護の負担から起こる自殺願望の高まりを抑止します。	高齢介護課
カフェくすのきの運営	関係課
不登校の悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある保護者に寄り添い、不登校に関する情報、学習機会の提供及び保護者同士のつながりを深めていく場の提供等の家庭教育支援を行います。	社会教育課

基本施策 4-(6) 職場における支援の充実

【基本的な考え方】

職場の人間関係や長時間労働の問題など、メンタルヘルスの悩みを抱える人に対して支援を行い、自殺リスクの低減を図ります。

【具体的な実施内容】

事業主等に対する研修の実施	関係課
事業所の事業主や安全衛生担当者等を対象としたこころの健康に関する研修会を実施します。	広島県健康対策課
産業保健スタッフとの連携の推進	関係課
職場のストレスチェックの実施状況の調査や、ストレスを抱えた人の精神科医療への連携など、産業保健スタッフと連携を推進し、職場におけるこころの健康づくり及びうつ病等の精神疾患の早期発見、早期対応を図ります。	広島県健康対策課
教職員保健管理事業の実施	関係課
労働安全衛生法に基づき、児童生徒の支援者である教職員の定期健康診断やストレスチェックなどを実施し、健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実や強化を図ります。	学校教育課
学校運営改善推進事業の実施	関係課
教職員のケアという観点から、学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図ります。	学校教育課

【基本的な考え方】

自殺未遂者や自死遺族等に対して支援を行い、社会からの孤立を防ぐための居場所づくりを行うことで、自殺リスクの低減を図ります。

【具体的な実施内容】

救急医療機関や警察等専門機関との連携の推進	関係課
自殺未遂歴のある人の自殺者数は緩やかに増加傾向であり、ハイリスクであることが確認されていることから、救急医療機関や警察等の専門機関と情報共有を行うなど連携を図ることで、切れ目のない支援を行います。	健康推進課 福祉課
自死遺族等への支援の実施	関係課
自死により遺された家族は、心身への深刻な影響が懸念されることから、生活面、精神面など多方面にわたり個別の支援が必要となります。自死遺族の集い（自由に話せる場）や無料電話相談などの支援の利用を促すとともに、支援事業の周知に努めます。	健康推進課 福祉課
人権総合相談事業の実施（再掲）	関係課
人権擁護委員が人権等に関する相談所窓口を開設し、差別、いじめなどの人権問題、近隣トラブル、家庭内の相談等に応じます。相談をすることで、抱えている問題を解決に導くことができ、自殺対策を啓発する機会にもなります。	町民生活課



6. 重点施策の展開

重点目標 1 高齢者対策

重点施策 1-(1) 病気などの健康の問題への対応

【基本的な考え方】

アンケートの結果では、日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスについて、65 歳以上の男女はともに「病気などの健康の問題」が最多となっています。高齢期には疾病や介護の悩みなどが自殺リスクの要因となりうるため、重点的に対策を講じる必要があります。

【具体的な実施内容】

高齢者総合相談支援業務の実施	関係課
府中町地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族などからの介護や福祉等に関する相談を電話・面接・訪問等で実施します。特に、高齢者やその家族にとって負担が大きい介護についての相談窓口を設け、自殺リスクを低減させます。	高齢介護課
地域ケア会議の実施	関係課
地域とのネットワークを構築し、高齢者が抱える個別課題などの情報を共有することで自殺対策を念頭においた施策を展開します。	高齢介護課
介護予防・生活支援サービス事業の実施	関係課
要介護状態となることの予防のため、介護予防・生活支援サービス事業を実施し、高齢者やその家族の自殺リスクの低減を図ります。	高齢介護課
介護給付に関する事業の実施	関係課
高齢者がその有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、介護保険制度による給付を行い、高齢者やその家族の自殺リスクの低減を図ります。	高齢介護課
養護老人ホームへの入所（再掲）	関係課
65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者が入所できる施設において、入所手続き等を通じて家庭での様々な問題について察知し、必要な支援の情報を提供します。	高齢介護課

【基本的な考え方】

アンケートの結果では、年代が上昇するにつれて相談相手がいる割合が下がる傾向が確認されています。高齢者が自宅に閉じこもり孤立すると自殺リスクが高まることが想像されるため、重点的に対策を講じる必要があります。

【具体的な実施内容】

地域支え合いセンターによる高齢者の見守り	関係課
被災者の日常生活や健康上の問題など、不安や困りごとがある人の支援を行います。また、ケアマネージャー等とも連携して孤立しがちな高齢者を見守り、心のケアを行います。	福祉課
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施	関係課
高齢者の介護予防及び健康づくりや社会参加及び閉じこもり防止のための活動をしている団体に補助金を交付し、高齢者同士の集いの場への参加を促すことで高齢者の孤独防止や自殺リスクの高い高齢者の早期発見を図ります。	高齢介護課
高齢者虐待防止及び見守りネットワーク	関係課
高齢者虐待の早期発見・対応に努めるとともに、虐待を受けた高齢者の保護や家族・親族などの養護者の支援を行い、その負担の軽減を図ります。	高齢介護課
敬老事業の実施（再掲）	関係課
高齢者に対し長寿を祝福し敬老の意を表すため、節目となる年に敬老記念品・長寿祝金を贈るとともに、敬老大会を実施し、長寿の喜びを感じてもらい、自殺リスクの低減を図ります。	高齢介護課



重点目標 2 生活困窮者対策

【基本的な考え方】

生活困窮者は、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多いとされていることから、包括的な相談支援体制の充実及び強化が求められます。生活困窮者自立支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

【具体的な実施内容】

消費生活に関する相談の実施	関係課
悪質商法などの消費者被害や多重債務問題など、消費生活に関する相談を実施します。	町民生活課
中小企業の相談受付の実施	関係課
業績悪化、資金繰り、労使トラブルなどの問題を抱える事業者の相談受付を行います。	商工会
生活福祉資金の貸付	関係課
低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。	社会福祉協議会
生活困窮者自立相談支援の実施	関係課
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援を行います。その人の状態に応じて個別に検討し、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	福祉課
人権総合相談事業の実施（再掲）	関係課
人権擁護委員が人権等に関する相談所窓口を開設し、差別、いじめなどの人権問題、近隣トラブル、家庭内の相談等に応じます。相談をすることで、抱えている問題を解決に導くことができ、自殺対策を啓発する機会にもなります。	町民生活課
町営住宅事務事業の実施（再掲）	関係課
町営住宅の入居者や入居申込者からの相談対応の際、生活面で困難や問題を抱えている状況を把握し、必要な支援につなげていき、自殺の未然防止に取り組みます。	建築課

7. 計画の推進体制

(1) いのち支える自殺対策推進連絡会議

本計画の推進に際しては、「いのち支える自殺対策推進連絡会議」を設置し、関係部署における所属長が集まる連絡会議において定期的に計画の進行管理や評価を行います。

(2) いのち支える自殺対策ネットワーク

本計画の推進に際しては、関係各課が所管事業について自殺対策を推進する視点で取り組むとともに、関係機関とネットワークを構築し、連携・協力しながら事業の展開を図ります。

(3) 計画内容の周知

自殺対策は、地域住民が中心となって包括的な生きる支援として取り組むもので、一人でも多くの町民に理解と参加、協力を求めていく必要があります。広報紙やホームページで計画内容を公表し、計画の周知を図ります。

(4) 数値目標

計画の着実な推進を図るため、数値目標を設定し、進捗の評価を行います。

国の自殺総合対策大綱における全国の数値目標は、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比較して 30%以上減少させることが掲げられています。

町においても、平成 36 年（2024 年）までに、自殺者数を 6 人以下とし、平成 27 年（2015 年）と比較して 50%減少させることを目標とします。

内 容	現 状 【平成 27 年（2015 年）】	目 標 【平成 36 年（2024 年）】
自殺者数	12 人	6 人以下

(5) 評価指標

数値目標の達成に向け、施策に関する具体的な評価項目と評価指標を次のように設定します。

項 目	評 価 項 目	評 価 指 標	備 考
地域における連携 推進及びネット ワークの強化	いのち支える自殺対策 推進連絡会議の開催	年 1 回以上の開催	
自殺対策を支える 人材の育成の推進	町職員のゲートキーパー 研修会の受講率	75%以上	
町民への啓発及び 周知活動の推進	広報公聴事業を通じた自 殺に関する正しい知識の 普及啓発の実施	啓発の実施	
生きることの 促進要因への支援	「不安や悩みがある時 に、相談できる人」が 「いる」人の増加	90%以上	アンケート調査 (平成 30 年 86.6%)
高齢者対策 【重点目標 1】	いきいき百歳体操等の 高齢者の居場所の増加	25 団体以上	平成 31 年 1 月現在 12 団体
生活困窮者対策 【重点目標 2】	生活困窮者自立相談支援 会議の開催	年 1 回以上の開催	